資料１

接続料の算定等に関するWG（第2回）事業者ヒアリング

2026年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の算定方法に関する当社の考え

2025年11月25日

Copyright © NTT EAST, Inc. All rights reserved.
Copyright © NTT WEST, Inc. All rights reserved.

はじめに

- 前回の「接続料の算定等に関するWG（第1回）」において示された他事業者殿の意見を踏まえ、下記の5つの論点について、当社の考えをご説明します。
- なお、前回のWGでも申し上げたとおり、当社はこれまで、光アクセス基盤の整備と利用者へのサービスの普及・拡大に取り組み、ICT利活用・DX推進による社会課題の解決を下支えしてきたところです。また、加入光ファイバの接続料については、需要の拡大やコスト効率化の取り組みにより、接続料の低廉化を進めています。（設定当初の2001年度から直近の2025年度にかけて▲64%低減）
- 今後においては、労働人口の減少、人件費や物件費の上昇が進む中、災害等緊急時も含めた設備の保全・更改に必要となる人員の採用・育成等を通じたサステナブルな体制（協力会社の体制も含む）を維持するためには、一定のコストの上昇は避けられない点についてご理解いただきたいと考えています。
- なお、そのような中において、接続料の低廉化自体を目的とした合理性のない算定方法の見直しを行うことは、長期安定的に設備を維持・運営し、良質な役務を継続的に提供することを阻害することになります。
- また、当社から設備を調達して事業を営んでいる接続事業者と、自ら設備投資を行って事業を営んでいる自己設置事業者との間の競争環境を歪めることに加え、自己設置事業者の設備投資インセンティブを損ない、通信業界全体としての設備の安定的な維持・運営や高度化を阻害することにもなることから、政策としても実施すべきものではないと考えます。

<u>他事業者の意見を踏まえ、本日ご説明する論点</u>

1. 将来原価方式の算定期間・算定方法
2. 報酬の算定方法
3. 乖離額調整
4. 耐用年数
5. 予測値等の情報開示

1. 将来原価方式の算定期間・算定方法〔1/2〕

他事業者の意見 1-①

算定期間5年間の将来原価方式を採用すべきとの意見。（KDDI殿、ソフトバンク殿）

当社の考え

- 前回WGにてご説明したとおり、**発生した乖離額については本来直ちに調整することが理想**ですが、以下の観点を踏まえ、**3～5年間の将来原価方式にて算定することが妥当**と考えています。
  - ✓ 乖離額調整による接続料水準の急激な変動に配意し、複数年を算定期間とした将来原価方式により、調整額を算定期間内で平準化することが可能であること。
  - ✓ 将来における複数年の接続料水準が具体的に示されることにより、事業者の予見性が向上するため。
- その上で、**前回WGでの他事業者殿の意見を踏まえ、接続料規則に規定される最長期間である5年間の将来原価方式にて、次期光ファイバ接続料を設定する方向で、認可申請に向けて検討を進めていきたい**と考えています。

1. 将来原価方式の算定期間・算定方法〔2/2〕

他事業者の意見 1-②

設備管理運営費（施設保全費等）について、人件費・物件費の上昇を考慮する際、NTT東西の実績値に基づき算定すべき（ソニーネットワークコミュニケーションズ殿）

当社の考え

- 企業物価指数は、企業間取引における総合的な物価変動を示す指標であると認識していますが、**当社管理部門におけるコストの大宗は企業間取引によるものであること、当社の企業物価指数の変動と同等程度の影響を受けると考えられることから、前回のWGで提案したとおり、設備管理運営費（施設保全費等）の予測において本指標を用いることが合理的**と考えています。
  また、予測の透明性・客観性を高める観点からも、**一般公表されており、各事業者が把握可能な指標である企業物価指数を採用することが適当**であると考えています。
- 当社の実績値に基づき設備管理運営費（施設保全費等）を予測すべきというご意見については、当社の設備管理運営費には当社社員の人件費に加えて、委託費や各種経費が含まれていますが、委託先や取引形態は多岐に渡っており、**その取引に係るコストを要素毎に整理し、特殊要因等を除いた要素毎の増減トレンドを算出することは実務的に困難**であることや、仮にそうした数値の整理ができたとしても、**それらの情報は、当社及び取引先の経営情報であり、算定根拠として開示できないことから、透明性や客観性を担保できず、接続事業者の予見性もかえって低下**するため、**現実的ではない**と考えます。
- なお、当社社員の賃金の変動率は以下のとおりであり、企業物価指数と大差はないものとなっています。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2021→2024年度 3カ年の変動率	備考
企業物価指数		99.9	107.0	117.2	120.1	124.1	+5.07%/年	基準：2020年=100
NTT東西月例賃金の指数（査定昇給・賞与等含む）	東日本							基準：2020年度＝100
	西日本							

構成員限り

2.報酬の算定方法〔1/6〕 資本構成比

他事業者の意見 2-①

資本構成比の算定において、現在の第二種指定電気通信設備接続料の算定の際に採用している「レートベースへの圧縮前の公表貸借対照表の自己資本比率をそのまま用いる」という方法にすべき（ソフトバンク殿、ソニーネットワークコミュニケーションズ殿）

当社の考え

- 資本構成比算定上の**レートベースは、電気通信役務の提供に真に必要な範囲の資産に限定**させるため、貸借対照表の借方（資産）の数値を圧縮しており、その借方と貸方の数値を一致させるため、貸方の数値を圧縮した上で資本構成比を算定しています。
  貸方を圧縮する際においては、**電気通信役務を長期安定的に提供するため、返済義務のない自己資本については、長期間で投資回収する電気通信事業の固定資産をはじめとした電気通信役務の提供に真に必要な範囲の資産の調達に優先的に用いることが合理的**であるため、圧縮せずに総額を見込んでいます。

  また、有利子負債については、自己資本を超えて実際に電気通信役務に係る固定資産の投資に必要な資金を調達するものである一方、有利子負債以外の負債には、退職給付引当金や預り金等の電気通信事業の固定資産の投資に対応しないものが多く含まれることから、有利子負債を自己資本の次に優先して固定資産に対応するものと見込み、貸方の圧縮額は、有利子負債以外の負債を圧縮しています。【参考1】
- こうした**接続料算定における資本構成比の算定方法は、1997年の現行指定設備ルール制定の以降、一貫して採用しており、その算定は機械的なものであり恣意性が入る余地がないことに加え、審議会での審議を経て認可をいただいているものであり、十分合理性があるもの**と考えます。
- なお、借方で圧縮される繰延税金資産については、2017年の接続料研究会での議論を踏まえ、自己資本との対応関係が明確なものとして、自己資本から圧縮する方法に見直しを実施し、その後の接続料算定に反映しています。

  その際の議論においては、繰延税金資産以外の流動資産等の扱いについて、関係事業者の提案では十分明らかとは言えないと整理され、その後の審議会の考え方においても、関係事業者からの具体的な提案があれば、それに応じ、検討を進めていくことが適当と整理されたものと承知していますが、**今回の事業者殿の提案は、当時の議論と比べても、特段の根拠の提示もなく、具体的な提案になっていない**と考えます。
- また、**モバイル3社の接続料算定における資本構成比の算定方法については、従前は各社の算定方法が事業者毎に区々であったため、算定方法を統一するための次善の策として、貸借対照表上の資本構成比を直接用いる方法が採用されたもの**と認識しており、**資本の性質に応じて、レートベースの構成資産に対応させた資本構成比を算定している固定通信に持ち込むべきものではない**と考えます。

【参考1】資本構成比の算定方法

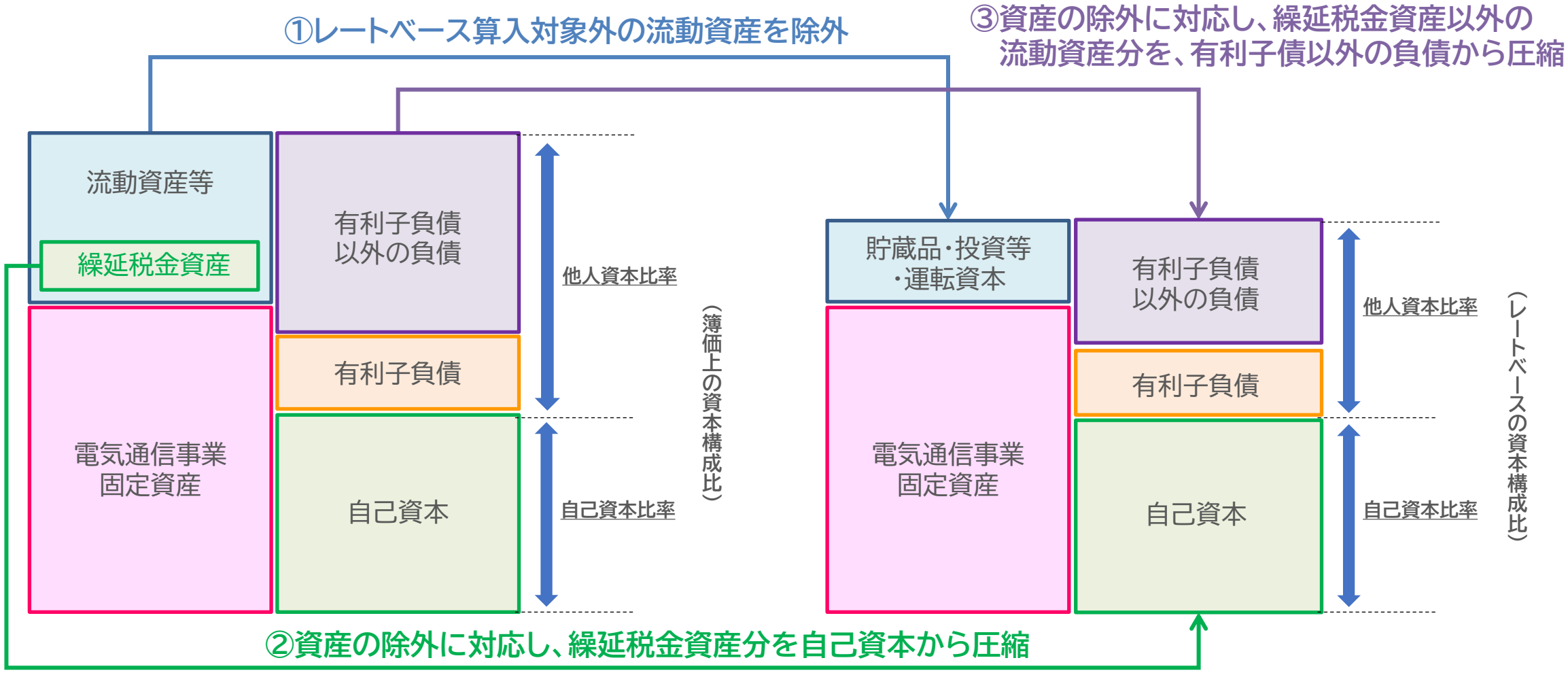

貸借対照表

電気通信役務の提供に真に必要なレートベース

【参考2】資本構成比に関するこれまでの議論と整理

接続料研究会・第一次報告書（2017年9月）

KDDIの提案は、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたいため、一律に「有利子負債以外の負債」から全て圧縮する算定方法の妥当性に疑念を呈したものである。

確かに、「繰延税金資産」については、税効果会計の適用により「繰延税金資産」を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、「繰延税金資産」は自己資本から圧縮することが適当であり、現行採られている方法を見直す必要がある。

他方で、「繰延税金資産以外（関係会社株式・投資有価証券等）」については、これを自己資本から圧縮しなければならないのか、現在の提案では、十分明らかとは言えず、なおも検討が必要である。

2023年度加入光ファイバ接続料認可時の審議会の考え方（2023年7月）

接続研の議論では、貸借対照表の簿価からレートベースの構成資産に基づく資本構成比を算定するにあたって、繰延税金資産以外の流動資産等について、これを自己資本から圧縮しなければならないのか、当時の関係事業者の提案では十分明らかとは言えないと整理されたと承知しています。繰延税金資産以外の流動資産等の扱いについて、関係事業者からの具体的な提案があれば、それに応じ、検討を進めていくことが適当と考えます。

2.報酬の算定方法〔2/6〕 自己資本利益率（全般）

他事業者の意見 2-②

- NTT東西の期待自己資本利益率は、現行のCAPM的手法で算定したうえで、NTT持株の期待自己資本利益率を上回った場合は、NTT持株の期待自己資本利益率※を上限として適用すべき（KDDI殿）

  ※ 政府の1/3保有分は配当利回りの実績ベースで算定し、残りの2/3（政府の1/3超過保有分および一般投資家保有分）はCAPMで算定。
- 資本の3分の2に相当する部分はCAPMを用いた期待自己資本利益率を採用し、3分の1に相当する部分はリスクが極めて低い政府保有資産と見なしリスクフリーレートを採用するべき（ソフトバンク殿）

KDDI殿の提案

3.①-Ⅲ 自己資本利益率の算定方法（まとめ）

21

- 以上により、以下の算定方法を適用してはどうか。
  - NTT持株の期待自己資本利益率：政府の1/3保有分は配当利回りの実績ベースで算定し、残りの2/3（政府の1/3超過保有分および一般投資家保有分）はCAPMで算定
  - NTT東西の期待自己資本利益率：現行のCAPM的手法で算定したうえで、上記NTT持株の期待自己資本利益率を上回った場合は、NTT持株の期待自己資本利益率を上限として適用

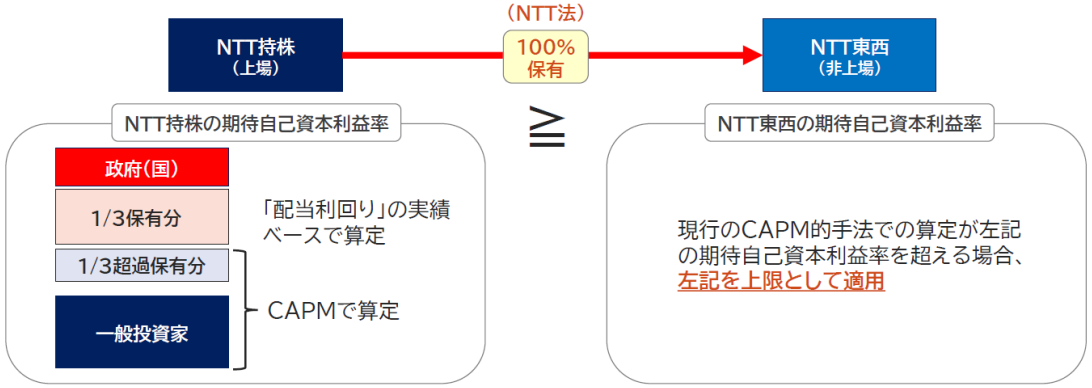

ソフトバンク殿の提案

現行の課題と当社見直し案②（自己資本利益率算定）

12

現行の課題

「接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書（案）」に対してKDDI殿から以下の意見を提示

加入光ファイバ接続料原価の多くを占める報酬額について、NTT東西とNTT持株との関係性や特殊性、特に「日本電信電話株式会社等に関する法律 第4条」に基づく政府の株式保有義務（政府が3分の1以上のNTT持株会社の株式を保有し、NTT持株会社がNTT東西の株式100%を保有する義務）を考慮すると、一般的な投資家の投資行動とは異なるものであり、政府出資分にあたる株主資本コスト（自己資本コスト）について、「CAPM的手法」を用いた期待自己資本利益率で報酬額を算定することの妥当性の検証が必要と考えます。

当社見直し案

- 政府保有資本については、CAPM的手法の前提である「完全な自由流通市場を想定した市場メカニズム」との相関性はなく、妥当性検証が必要とするKDDI殿意見に賛同
- 上記理由からCAPM的手法をそのまま適用するのではなく、何らかの補正をかけるべき
- 具体的な補正方法としては、資本の3分の2に相当する部分はCAPMを用いた期待自己資本利益率を採用し、3分の1に相当する部分はリスクが極めて低い政府保有資産と見なしリスクフリーレートを採用することが考えられる

2.報酬の算定方法〔3/6〕 自己資本利益率（全般）

当社の考え（1/2）

＜内部留保の観点＞

- 接続料に見込んでいる資本コスト（報酬）は、長期安定的に設備を維持・運営し、良質な役務を継続的に提供していくための資金調達コストであり、そこには**株主への配当、借入金への支払利子だけではなく、将来の設備の更改・高度化に向けた設備投資や、市場環境の変化等の事業リスクに備えて内部留保する資金も含まれます**。現に、資本コスト算定に用いる自己資本利益率として、以前採用されていた「主要企業の自己資本利益率」についても、また現在採用されている「イボットソン社のリスクプレミアムデータ」についても、こうした性質を有したものであり、そこには配当だけではなく、内部留保する資金も含まれています。
- NTT東西の資本構成をNTT持株会社と同じと見なした上で、政府の出資見合い1/3に関する自己資本利益率について、①NTT持株会社の配当利回りで見込んだものをNTT東西の自己資本利益率の上限とすべきとするKDDI殿の提案や、②リスクフリーレートにすべきというソフトバンク殿の提案は、**NTT東西の資本構成をNTT持株会社と同じと見なしている点で資本関係の実態と合わない**ことに加え、**自己資本利益率に含まれる内部留保を考慮していないものになっている**ことから、合理性がないものと考えます。

  （KDDI殿やソフトバンク殿の提案は、株主側のリターンという切り口での提案になっていますが、接続料算定に見込むべき自己資本利益率は、内部留保も含めた会社側の自己資本利益率です。【参考3】）
- なお、仮に政府がNTT東西の株式の1/3を保有していると見なしたとしても、株主が当社に対して保有する権利や当社が株主に対して負う責任・義務は、株主によって何ら異なるものではなく、どの株主も等しく当社からのリターンを得ることができることを踏まえれば、政府保有分に係る資本コストについて他の株式と異なる扱いをすることにはならないと考えます。

2.報酬の算定方法〔4/6〕 自己資本利益率（全般）

当社の考え（2/2）

＜客観性・公平性の観点＞

- 資本コスト算定に用いている自己資本利益率は、株式市場に上場する企業全体のリスクプレミアム（イボットソン社のリスクプレミアムデータ）をもとにして、株式市場全体に対する地域通信事業のリスクの度合いの差をβ値として加味することで設定しており、**こうした算定方法により、株式市場全体の自己資本利益率に対する客観性や公平性を反映**しているものと考えます。
- NTT持株会社の政府の出資見合い1/3に関する自己資本利益率を配当利回りとすべきというKDDI殿の提案については、**NTT持株会社が配当を増やせば接続料が上がり、配当を減らせば接続料が下がることになるため、合理性や客観性がない**ものと考えます。

  （NTT持株会社の配当利回りが3%強、従来のCAPM的手法にてNTT東西の自己資本利益率の算定に用いるイボットソン社のリスクプレミアムが9%前後であることからすると、利回り3%強で算定したNTT持株会社の自己資本利益率がNTT東西の自己資本利益率を下回ることは必然であり、KDDI提案は実質的には利回り3%強で算定した持株会社の自己資本利益率を採用すべきというもの）
- 加えてKDDI殿は、NTT持株会社の社外への配当状況とNTT東西会社の持株会社への配当状況を比較・検討して、NTT東西の自己資本利益率を設定すべきといった主張をされていますが、**同様に、両者の配当状況によって接続料が上下すること自体に合理性や客観性はない**ものと考えます。

＜仮にKDDI殿やソフトバンク殿の提案を採用した場合の影響＞

- 仮にこうした案を採用した場合には、当社は将来の設備投資や事業リスクに備えた資金を内部留保できなくなり、**長期安定的に設備を維持・運営し、良質な役務を継続的に提供していくことに大きな支障をきたすことから、到底受け入れられません**。
- また、こうした合理性のない報酬の切り下げによって当社の接続料を不当に下げることは、**当社から設備を調達して事業を営んでいる接続事業者と、自ら設備投資を行って事業を営んでいる自己設置事業者との間の競争環境を歪める**ことに加え、**自己設置事業者の設備投資インセンティブを損ない、通信業界全体としての設備の安定的な維持・運営や高度化を阻害する**ものであることから、**政策としても実施すべきものではない**と考えます。

＜NTT東西の配当の実態＞

構成員限り

【参考3】株主のリターンと会社の自己資本利益率の関係

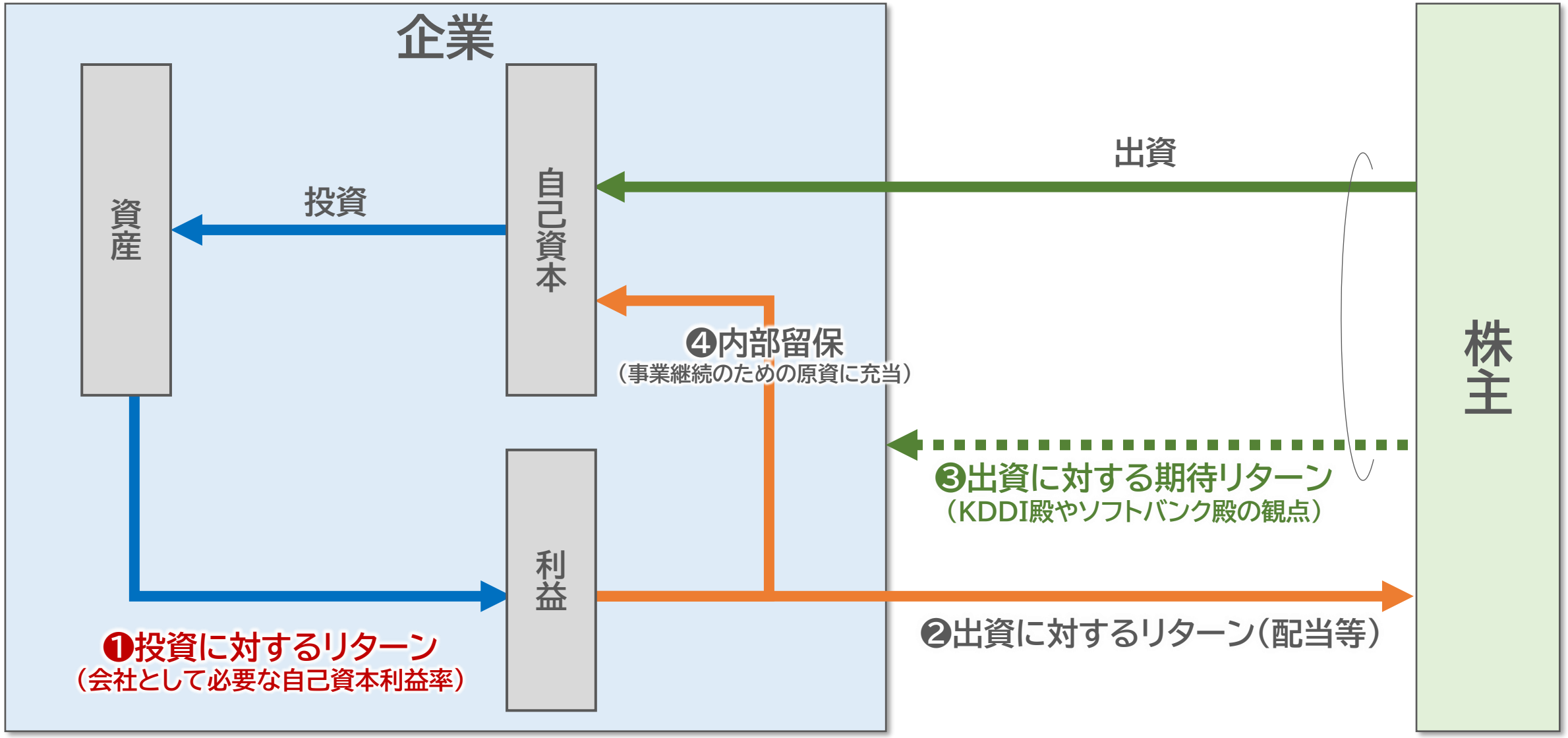

2.報酬の算定方法〔5/6〕 自己資本利益率（CAPM的手法の算定期間）

他事業者の意見 2-③

現在、3カ年の平均値により算出している期待自己資本利益率について、5カ年の平均値とすべき（ソニーネットワークコミュニケーションズ殿）

当社の考え

- CAPM的手法による自己資本利益率の算定方法については、わずか2年前の2023年における接続料等研究会の議論において、見直しを実施したばかりであり（リスクプレミアム、β値）、**頻繁な見直しを行うことは、安定的な設備の維持運営と役務の提供に支障をきたすことに加えて、かえって接続料の安定性や接続事業者の予見性を損なうことになるため、算定期間も含め、見直しを実施すべきではない**と考えます。
- また、CAPM的手法の算定期間については、「接続料の算定に関する研究会報告書（1999年7月）」において、以下の考え方に基づき、**5年から3年に見直す整理がなされたもの**と認識しております。
- このように、**CAPM的手法の算定期間については、接続料への経済実勢の反映と安定性の両立のために、従来5年としていた算定期間を3年に見直した**ものであり、合理的なものであると考えます。（算定方法の見直しを提案するのであれば、提案事業者はしかるべき考え方と根拠を示すべきものと考えます。）

> III 資本資産評価モデル（CAPM）的手法の採用
> 2 算定に用いられる期間
>
> （略）現在のように経済の構造変化が起こっている中では、接続料の水準にも経済の実勢を反映させることが重要であり、そのためには算定に用いられる期間を直近の5年間とするのは長過ぎるのではないかとの批判があった。
>
> （中略）自己資本利益率の算定に用いられる期間は、経済実勢をより適確に反映させるため、接続料の算定期間にあわせて、基本的には1年間とすることが妥当とも考えられるが、あまりに短期間では過度に各年度の撹乱要因に左右され過ぎるのではないかとの懸念もあることを考慮して、複数年とするのが適当である。具体的な年数については、電気通信役務の提供条件を変更する際に考慮される合理的なタイムスパンとして、既存の利用者料金の変更の際の算定期間が3年間であることを参考として直近の3年間について算定することが適当である。

2.報酬の算定方法〔6/6〕 自己資本利益率（β値）

他事業者の意見 2-④

β値について、直近の実態を反映する観点から、モバイル接続料と同様に、毎年度、直近3年間の値の中央値を採用すべき（KDDI殿、ソニーネットワークコミュニケーションズ殿）

当社の考え

- β値については、わずか2年前の2023年における接続料等研究会の議論において、「接続事業者の事業における予見可能性の確保の観点から、β値の算定方法を度々見直すことは必ずしも望ましくはないため、**今回得られた再算定結果については、固定通信事業をめぐる特段の状況変化が認められ、又は第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクの評価について新たな考え方が示されるまでの間は、維持することが適当（2023年9月接続料等研究会第七次報告書）**」と整理されており、**現状において「再算定結果」を見直すような状況変化や新たな考え方の提示はありません**。
- また前回の再算定結果（β＝0.566）は、研究会での議論の結果、**非上場会社であるNTT東西のβ値について直ちに結論を得ることはできず、次善の策として当時の持株会社のβ値を代用することとされたものであり、将来にわたって持株会社のβ値を参照し続けることが適当と整理されたものではありません**。（「NTT東西のβ値＝持株会社のβ値」と整理されたものではありません。）
- 加えて、β値のもととなる株価とTOPIXは、各社の直近の利益や将来の利益見通しといった経営状況、配当や自己株買いといった株主還元策、その他**様々な社会・経済情勢の影響を受けて短期的に大きく変動するもの**であり、**頻繁な見直しを行うことは、安定的な設備の維持運営と役務の提供に支障をきたすことに加えて、接続料の乱高下にもつながり、かえって接続料の安定性や接続事業者の予見性を損なうことになる**ものと考えます。（上記の様々な要素が織り込まれるβ値は、容易に±0.1以上変動しますが、β値が±0.1変動すると接続料原価が±400億円程度変動します。）
- 以上のことから、**β値は当分の間見直すべきではない**と考えます。

【参考4】β値の見直しに関する整理

接続料研究会・第七次報告書（2023年9月）

＜β値の適正性＞

まず、β値を今般見直すことについて、NTT東日本・西日本からは、β値の算定については様々な考え方があるため、現行の数値を据え置くことも考えられるとの意見があったものの、そのことのみをもって現行の値を据え置くということにはならず、現時点での知見を踏まえて検証を行うことが適当である。

他方、接続事業者の事業における予見可能性の確保の観点から、β値の算定方法を度々見直すことは必ずしも望ましくはないため、今回得られた再算定結果については、固定通信事業をめぐる特段の状況変化が認められ、又は第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクの評価について新たな考え方が示されるまでの間は、維持することが適当である。

このことを前提に、β値を見直すため、β値を算定する上で勘案すべきリスクについて検討したところ、

- FTTHアクセスサービスの販売状況や、ホームルータ（ワイヤレス固定ブロードバンド）の普及等の固定通信事業をめぐる状況変化については、今後、長期的には第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクを左右する可能性はあるものの、現段階で顕在化しているとは言えず、また、どのように・どのような時期に顕在化するかについて、現段階で判断することは困難である。
- 第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクは、その利用に係るリスクと区分して評価することはできないという主張については、英国でのBTのアクセスサービス部門である Openreach の資本コスト算定において、BT全体のβ値から（より低い）Openreach のβ値を算定している事例があるとの指摘があったが、この点については、BTとNTTの置かれている市場環境の差異、英国と我が国における不可欠設備に対する規制枠組みの差異等に鑑みれば、我が国において、第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクとその利用に係るリスクの間にどのような差異が存在し、また、その差異をどのようにβ値の算定において考慮すべきかについては、更なる詳細な検討を要し、直ちに結論を得ることはできない。
- NTTグループにおける移動通信事業と固定通信事業のリスクの差異については、現段階で得られる情報から判断することは困難であると考えるべきである。少なくとも、NTT東日本・西日本から言及のあったインプライド法については、NTT東日本・西日本以外の非上場部門の事業も含めたリスクを参照していること等から、今回はその値をそのまま採用することができない。

と整理し、これらの観点を踏まえて、本研究会としては次のとおり結論付けた。

- 第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクの検討に当たっては、まずはNTTグループ全体のβ値（NTT持株のβ値）を基礎とすることが適当である。
- その上で、NTT持株のβ値からどのように第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについては、上述のとおり直ちに結論を得ることはできず、少なくともNTT持株のβ値を上回ることはないことを念頭に、直近の外的要因（新型コロナウイルス感染症等）による影響を勘案しつつ直近の値を基にβ値を見直したうえで、接続料の改定に係るプロセスを進めることが適当である。

3.乖離額調整

他事業者の意見 3-①

乖離額調整の影響を極小化するため、乖離額に上限と下限のキャップ等を設けるべき（NTT東西のコスト削減のインセンティブとなる仕組みを設けるべき）（ソニーネットワークコミュニケーションズ殿）

当社の考え

- 昨今、国内外の社会・経済情勢、ブロードバンド通信における市場環境、競争状況、通信技術等の変化は、ますます激しくなっており、**未来を正確に予測することは、これまで以上に困難な状況**になってきています。
- この状況は接続料の将来原価方式での算定においても同様であり、また、**将来原価方式が一定の前提に基づく予測である以上、構造的に予測と実績との間に乖離が生じることは不可避**であることも踏まえると、接続料の原則である**「過不足のない費用回収」による安定的な設備の維持・運営や役務の提供を担保するためには、今後も乖離額の全額を調整することが必要**であると考えます。
- 仮に、**乖離額調整に上限キャップを設けた場合、実際に発生したコストが未回収となり、安定的な設備の維持・運営や役務の提供に支障をきたす恐れ**があります。
- また、**当社は加入光ファイバに係る接続料原価の約7割を自ら負担**していることや、**株主やステークホルダーの負託に応える企業としての当然の経営努力として、コスト効率化を継続的に進めていることから**、乖離額調整の上限・下限キャップによるインセンティブを新たに与えらえれずとも、コスト効率化は実施していくものです。
- 以上のことから、**乖離額調整に上限キャップと下限キャップを設けるといった対応は実施すべきではない**と考えます。

4.耐用年数

他事業者の意見 4-①

光ファイバや電柱等の各設備において、設備の利用実態を検証の上、検証結果を公表するとともに、設備の耐用年数との間で乖離が発生しているものがあれば、接続料へ反映すべき（KDDI殿）

当社の考え

- 当社は、**財務会計の適正性を確保するため、設備の耐用年数について、固定資産データに基づく推計結果に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点から総合的な検証を行ったうえで設定し、会計監査法人から適正性についての監査・了承を得て決算を実施しています。**
- また、接続料の算定に用いる接続会計は、財務会計の結果に基づき整理しており、**財務会計にて適正性が監査・了承された耐用年数は接続料原価にそのまま反映**されることとなるため、接続料原価の適正性は確保されていると考えています。
- なお、**光ファイバケーブルの耐用年数の検証結果**に関しては、「将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（総基料第162号 令和5年7月31日）」の要請に基づき、**2026年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の認可申請に際して総務省へ報告する予定**であり、**その検証結果については、開示可能な範囲で公表**する考えです。

他事業者の意見 4-②

光ファイバの耐用年数について、シース（外皮）、用途・使用上の環境等から光ファイバの耐用年数はメタルケーブルとほぼ同一以上とみなせるのではないか。（ソフトバンク殿）

当社の考え

- 上述のとおり、設備の耐用年数は、固定資産データに基づく推計結果に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点から総合的に検証を行って設定するものであり、**「ケーブル外皮」と「使用上の環境」といった極めて限られた項目のみに着目して設定するものではありません**。

5.予測値等の情報開示

他事業者の意見 5-①

接続料の予測値について、数年分の値を毎年度開示すべき（KDDI殿、ソフトバンク殿）

算定期間をまたぐ場合は、今次算定期間と同様の算定方法で予測値を開示すべき（ソニーネットワークコミュニケーション殿）

当社の考え

- 当社より、前回WGにて「申請期間の中間年度において、算定期間以降も含む接続料水準の見通し（概算額）をお示しする」との考えをご説明したところですが、他事業者より毎年度の見通しの開示要望があったものと認識しています。
- 他事業者意見において、将来原価方式の算定期間の後年において乖離額が大きくなるとの指摘があった一方で、当社において毎年度の対応（他事業者分を含む需要・資産・費用に係る様々な帰納物数の収集・分析・精査、環境変化を踏まえた予測の前提条件の検討、需要・資産・費用・その他パラメータ等の予測、それらを組み合わせた算定作業、算定結果を開示するための手続き 等）に要する多大な稼働コスト等も勘案し、論点1-①にてご説明したとおり、**将来原価方式の算定期間を5年間とする場合には、当社において当初検討していた中間年度である3年目での開示に加え、4年目においても、算定期間以降も含む接続料水準の見通し（概算額）をお示しする**こととしたいと考えています。

他事業者の意見 5-②

①の情報開示の在り方について、自主的な開示ではなく接続約款に情報開示義務として規定すべき （ソニーネットワークコミュニケーション殿）

当社の考え

- 当社はこれまで、接続事業者の予見性向上のため、翌年度接続料の認可申請に先立ち当年度10月末において、乖離額及び翌年度接続料における単金影響について、**2022年度より継続して自主的に事業者向け公開情報HPにて開示**する取組みを行ってきましたが、上述の「算定期間以降も含む接続料水準の見通し（概算額）」の開示も含めて、これまで同様に当社の**自主的な取組みとして着実に実施していく考えであり、新たに規制を課す必要はない**と考えています。
- なお、「接続料水準の見通し（概算額）」の開示時期としては、3年目・4年目の接続料認可申請時（1月頃）とすることを想定しています。

まとめ

2026年度以降に適用する次期加入光ファイバ接続料の算定方法等について、以下の方向で検討していく考えです。

項目		認可申請に向けた検討の方向性
将来原価方式の算定期間		5年間の将来原価方式
人件費・物件費の上昇率		企業物価指数及び効率化率を加味
報酬の算定方法	資本構成比	これまでの算定方法を継続（レートベース相当への圧縮後の資本構成比を参照）
	自己資本利益率	これまでの算定方法を継続（CAPM的手法で算出した自己資本利益率の3ヵ年平均、β値=0.566）
乖離額調整		これまでの算定方法を継続（乖離の全額を調整する）
耐用年数		これまでと同様に、財務会計の適正性確保のために継続的な検証と見直しを実施 （光ファイバケーブルの耐用年数の検証結果に関しては、2026年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の認可申請に際して総務省へ報告予定）
情報開示	接続料の予測値	将来原価方式の算定期間を5年間とする場合には、3年目に加え、4年目において、当該年度の接続料認可申請の時期を目途に、算定期間以降も含む接続料水準の見通し（概算額）を開示
	接続約款への規定	これまでと同様に、当社の自主的な取組みとして着実に実施（接続約款への規定は行わない）